



## 午後四時三十三分開議

○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

○松澤雄藏君 日程第一及び第二は延期されんことを望みます。

○議長(加藤鑑五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一及び第二は延期するに決しました。

## 日程第三 九州地方開発促進法案

(小澤佐重喜君外六十二名提出)

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第三、九州地方開発促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事福家俊一君。

## 九州地方開発促進法案

右の議案を提出する。

昭和三十四年二月十七日

提出者

小澤佐重喜外六十二名

賛成者  
逢澤 寛外二百名

九州地方開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、九州地方における資源の総合的開発を促進するため必要な基本的事項を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において「九州地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県の区域をいう。(九州地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 國係地方公共団体は、開発促進計画に關し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができます。委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事福家俊一君。

4 第三条 九州地方開発促進法案

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第三、九州地方開発促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事福家俊一君。

5 第四条 総理府に、九州地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第六条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

1 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

2 開発促進計画に基く事業の実施の推進に関する事項

3 開発促進計画に基く事業の実施の実施の推進に関する事項

4 第二項第七号の委員は、再任されることがある。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

三 前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基く事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、國係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 総理府は、毎年度、開

6 会長は、会務を總理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、國係行政機関の職員及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が

た翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行ふものとする。

3 総行政機関の長から開発促進計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行ふものとする。

4 第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。

5 資料の提出等の要求

6 審議会は、國係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 (開発促進計画の実施に要する経費)

8 委員及び専門委員は、非常勤と任命する。

9 (審議会の運営等)

10 審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。

11 (資料の提出等の要求)

12 (開発促進計画に基く事業の実施)

13 (開発促進計画に基く事業の実施の実施の推進に関する事項)

14 (開発促進計画に基く事業の調整)

15 (開発促進計画に基く事業の調整)

16 (開発促進計画に基く事業の調整)

17 (開発促進計画に基く事業の調整)

18 (開発促進計画に基く事業の調整)

19 (開発促進計画に基く事業の調整)

20 (開発促進計画に基く事業の調整)

21 (開発促進計画に基く事業の調整)

22 (開発促進計画に基く事業の調整)

23 (開発促進計画に基く事業の調整)

24 (開発促進計画に基く事業の調整)

25 (開発促進計画に基く事業の調整)

26 (開発促進計画に基く事業の調整)

27 (開発促進計画に基く事業の調整)

28 (開発促進計画に基く事業の調整)

29 (開発促進計画に基く事業の調整)

30 (開発促進計画に基く事業の調整)

31 (開発促進計画に基く事業の調整)

32 (開発促進計画に基く事業の調整)

33 (開発促進計画に基く事業の調整)

34 (開発促進計画に基く事業の調整)

35 (開発促進計画に基く事業の調整)

36 (開発促進計画に基く事業の調整)

37 (開発促進計画に基く事業の調整)

38 (開発促進計画に基く事業の調整)

39 (開発促進計画に基く事業の調整)

40 (開発促進計画に基く事業の調整)

41 (開発促進計画に基く事業の調整)

42 (開発促進計画に基く事業の調整)

43 (開発促進計画に基く事業の調整)

44 (開発促進計画に基く事業の調整)

45 (開発促進計画に基く事業の調整)

た翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行ふものとする。

3 総行政機関の長から開発促進計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行ふものとする。

4 審議会は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政

再建計画の変更の承認に当つて、

これらの事業の実施が確保されるよう  
に特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に

附  
則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(昭和三十五年度以降における特

別措置)

2 第十二条に規定する県に係る開

## 発促進計画に基く事業のうち重要

なものに要する経費に係る昭和三

十五年度に附に付する図の範囲内  
は補助の割合二つ、二、当該事業費

は補助の書合について、当該事業の実施の促進上特則の措置を必要

の実施の促進特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めることとする。

のとする。

(總理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法)

律第二百二十七号) の一部を次のと

うに改正する。

## 第十五条第一項の表中東北開発

審議会の項の次に次のように加え

る。

九州地方開発促進法  
昭和三十四年法律

九月方開発議會

昭和三十四年三月六日 衆議院会議録第一二三号

九州地方開発促進法案

九州地方開発促進法案に対する修正案を施行に要する経費として、一百万円である。

九州地方開発促進法案に対する修正案

九州地方開発促進法案に對する修正案

九州地方開発促進法案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「第十二条に規定する県」を「九州地方の県」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君　ただいま議題となりました九州地方開発促進法案につきまして、国土総合開発特別委員会における審議の経過並びに結果について大要御報告申し上げます。

本案は、九州地方における資源の総合的開発を促進し、もつて國民經濟の発展に寄与せんとするものであります。その要旨は、内閣總理大臣は九州地方開発審議会の審議を経て九州地方開発促進計画を作成し、九州地方開発審議会に關し、その設置、所管事務、組織その他必要なる事項について規定しております。次に、その開発促進計画に基いて國、地方公共團体その他のものが事業を実施するものとし、経済企画庁長官が毎年度の事業計画及び資金計画の調整を行うこととしてお

ります。また、開発促進計画を実施するため、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、財政の許す範囲においてその実施の促進に努力しなければならないと規定するほか、財政再建団体及び財政再建法準用団体である県が、開発促進計画に基く事業を円滑に実施できるよう、自治庁長官が、財政再建団体と計画の変更の承認に当つて特別の配慮を行わねばならないものとしております。なお、昭和三十五年度以降における国の負担または補助の特別措置については別に法律で定めるものとし、その他必要な関係法律の一部を改正せんとするものであります。

○議長（加藤錦五郎君） 採決いたしま  
す。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決する  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤錦五郎君） 御異議なしと  
認めます。よって、本案は委員長報告  
の通り決しました。



の地域における農業者の經營の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地烟作営農改善資金融通臨時措置法案に対する修正案

北海道寒冷地烟作営農改善資金融通臨時措置法案に対する修正案

右  
国会に提出する。  
内閣總理大臣 岸 信介  
昭和三十四年二月二十八日  
内閣總理大臣 岸 信介  
海岸砂地帶農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を改正する法律案  
農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案

右  
内閣總理大臣 岸 信介  
昭和三十四年二月二十八日  
内閣總理大臣 岸 信介  
海岸砂地帶農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

〔松浦周太郎君登壇〕  
○松浦周太郎君　ただいま議題となりました、内閣提出、北海道寒冷地烟作営農改善資金融通臨時措置法案外三案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申しあげます。

まず、北海道寒冷地烟作営農改善資金融通臨時措置法案について申し上げます。

金融通臨時措置法案について申し上げます。

北海道の農業、特に烟作農業は、一般に劣悪なる自然条件を持っておりまして、當農業上各種の制約を受けるとともに、地力の低下傾向が著しく、しばしば冷害をこうむり、農家経済はきわめて不安定な状態に置かれております。

北海道の農業、特に烟作農業は、一般に劣悪なる自然条件を持っておりまして、その根本的な解決策の要望せられておりますことは、周知の通りであります。これにこたえ、政府は、昭和三十三年度から北海道烟作改善対策要綱を策定いたしまして、北海道の寒冷地烟作地域の農業者で、営農改善計画を立て、その営農改善をはかるうとする者に対しましては、農林漁業金融公庫からこれに必要な長期低利資金を総合的に融通するとともに、これら農業者に対する営農技術指導を強化し、これら地域の自然的、經濟的条件に適合するよう農業経済の確立をはかる措置を講じて参ったのであります。が、今回、この措置を法制化いたしまして、一そらその推進をはかるうとするのが、本案提出の理由であります。

北海道寒冷地烟作営農改善資金融通臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第四条中「貸付金の利率は年七分以内、その償還期間（据置期間を含む）は二十年以内、その据置期間は五年以内において、それぞれ公庫が定めるものとする。」を「貸付金の利率は年五分五厘以内、その償還期間（据置期間を含む）は二十年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとし、その据置期間は五年とする。」に改める。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（家畜の導入に関する措置）  
第八条 国は、第六条第一項の規定による認定を受けた営農改善計画の達成を図るため、当該営農改善計画に基く家畜の導入について他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

右  
国会に提出する。  
海岸砂地帶農業振興臨時措置法による農業振興計画に基く事業の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右  
国会に提出する。  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

右  
内閣總理大臣 岸 信介  
昭和三十四年二月二十八日  
内閣總理大臣 岸 信介  
海岸砂地帶農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
内閣總理大臣 岸 信介  
昭和三十四年二月二十八日  
内閣總理大臣 岸 信介  
海岸砂地帶農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
内閣總理大臣 岸 信介  
昭和三十四年二月二十八日  
内閣總理大臣 岸 信介  
海岸砂地農業改良促進法による農業改良計画に基く事業の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

官 報 (号 外)

以下、本案のおもなる内容について申し上げます。

まず、農林大臣は、北海道知事から申請に基き、北海道の区域内の寒冷がはなはだしい畑作地域を、気象条件その他自然的、經濟的条件の類似する地域ごとに、寒冷地畑作振興地域としてこれを指定することいたしました。しかして、農林漁業金融公庫は、この寒冷地畑作振興地域内の農業者で、當農改善計画を樹立し、北海道知事の認定を受けた者に対しましては、當農改善計画達成のために必要な資金を當農改善資金として総合的に貸し付けることとし、その貸付条件等を規定しているものであります。また、當農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要がありますので、北海道知事の指導について必要な規定を設けているのであります。

以上、本案の骨子のみについて申し上げましたが、本制度の対象となるべき農家戸数は、全道の農家約二十三万戸のうち二万八千戸程度と予定せられており、この二万八千戸程度を昭和三十四年度を初年度といたしまして、五カ年計画で実施することとなつております。

本案は、去る一月二十九日提出せられ、二月四日政府からの提案理由の説明を聽取いたしたのでありますが、昨年十二月十日、社会党芳賀貢君外十七名から寒冷地畑作振興臨時措置法案

農改善資金として総合的に貸し付けることとし、その貸付条件等を規定しているものであります。また、當農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要がありますので、北海道知事の指導について必要な規定を設けているのであります。

以上、本案の骨子のみについて申し上げましたが、本制度の対象となるべき農家戸数は、全道の農家約二十三万戸のうち二万八千戸程度と予定せられれているのであります。これを昭和三十四年度を初年度といたしまして、五カ年計画で実施することとなつております。

が提出せられており、當農改善資金の貸付条件等、若干の点で政府案と内容を異にいたしますので、これらを問題点の調整については、自民、社会両党の関係委員間ににおいて、寒冷地帯生産地帯の當農上負担にたえられる金利その他の各種のデータを照らし合せまして、数次にわたる折衝を行なつて参ったのであります。従つて、折衝の過程における主要な論点は、當農改善資金の貸付条件、特に金利の利税率、現行各種家畜導入制度と本制度の調和方法、指導態勢の強化方策及び農家の固定化負債対策等に集中せられたのであります。

折衝の過程における主要な論点は、營  
合せまして、数次にわたる折衝を行  
なつて参つたのであります。従つて、  
農改善資金の貸付条件、特に金利の利  
率、現行各種家畜導入制度と本制度の  
調和方法、指導態勢の強化方策及び農  
家の固定化負債対策等に集中せられた  
のであります。

府は、本邦  
作農業の特  
徴を極  
くがみみ  
きである。

政府は、本法の施行に当たり、北海道烟作農業の特異性と、累年災害のため困窮を極めている農家経済の実情にかんがみ、左記各項の如く実施すべきである。

四、自作農維持創設資金の貸出限度額は最高二十万円となつてゐるが、実情に副わない場合があるので、業務方法書を改訂し、最高額を実情に即するよう引上げること。

業及び農業生産の基礎条件の整備を行なう事業が実施せられて参ったのであります。しかして、これら事業の実施は、二十八年以降三十三年度までに総事業費約二十六億円、国費約十三億円

しがたいが、その内容をよく検討して措置いたしたい」旨の意見が述べられたのであります。

の特別措置を講ずることとし、神  
年災害をうけ困窮する農家数が大  
きい北海道については、その特殊  
性を考慮し、明年度以降固定化債  
務の整理を促進するため、自作農  
維持創設資金枠の大軒の拡大をは  
かり、同資金の同地域貸付とし  
てとくに資金源の確保に努め、從  
来の配分額と合せて増額割当する  
こと。

て、農家の經營状態もまた一段と不振をきわめているのです。従いまして、この地帯の農業振興をはかるため、昭和二十八年この法律の制定を見るに至つたのであります。そのため、北海道を始め三十一都道府県の全部または一部が海岸砂地地帯に指定せられ、その振興計画に基く事業として、朝風または飛砂による災害防止事

助小団地等土地改良事業助成基金の運用による公庫の非補助土地改良事業融資に関する利子軽減の措置を活用するよう措置すること。  
二、営農改善計画の作成又はその達成につき、北海道知事が行う指導について、その万全を期するため、農業改良普及員の営農指導能力の涵養及び寒冷地畑作振興地域に対する増員を図る等指導態勢の整備拡充につき積極的考慮を払うこと。

次に、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案は、直法の一部を改正する法律案、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案及び知地農業改良促進法の一部を改正する法律案を、便宜一括御報告申し上げます。

まず、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案は、直法の一部を改正する法律案の趣旨について申し上げます。

海岸砂地地帯は、わが国の海岸線の奥地に存在し、その地帯における農業生産

率でありまして、残事業量がきりませんので多い状態にあるのです。しかるに、この法律は昭和三十五年三月三十一日限り失効することと相なつておるのであります。よつて、この際、この法律の有効期限を他の特定農業地域に關する法律の存続期限に合せ、とりあえず二カ年間延長して、海岸砂地地帯の農業振興の促進をはかるとともに、その間、改善すべき点を検討して、この法律の所期の目的を達成しようとするものであります。



君。 程第十六、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、日程第十七、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律案、右十案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事山下春江

昭和二十四年度において、一般会計から、二十億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるとところにより、一般会計に繰り入れる。

正する法律  
糸値安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。  
第十一條中「七十億円」を「一百七十五億円」に改める。

る法令の規定に従つてしなかつたこと又は当該計算に誤があつたことに因り、当該所得金額又は法人税額が過大である場合においては、当該申告書に係る第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限から一箇月以内に限り、命令の定めるところにより、政府に対し、当該所得金額又は法人税額につき第二十九条第一項の規定による更正をなすべき旨の請求をなすことができる。

米穀安次郎会計において開示二  
十三年産の生糸及び繭を買ひ入れ  
るための經費の支払財源の一部に  
充てるための一般会計からする繩

右  
国会に提出する。

內閣總理大臣 岸信介

系偏安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買入れるための経費の支払財源の

らする繰入金に関する法律  
政府は、糸価安定特別会計において、織糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）又は織糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第六百六十七号）の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払の財源の一部に充てるため、

経費の支払の財源の一部に充てること、必要な資金を、昭和三十四年度において、一般会計から繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 理由

附  
目

1

右 理由  
系恤安定特別会計の運営を円滑にするため、同会計において負担することができる証券、一時借入金及び借入金の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

又は資本に組み入れた積立金額のうち、それぞれ、その株式を有している法人がその消却の時において有する消却されなかつた株式又は当該法人がその資本の組入の時において有するその株式を発行する法人の株式に對応する部分の金額

第十八条若しくは第二十二条の規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額又は第十六条の四第一項の規定による法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額につき、第二十四条の規定による修正申告書を提出し、又は第二十九条乃至第三十一条の規定による更正若しくは決定を受けた法人人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴

昭和三十四年一月二十九日  
内閣総理大臣 岸 信介

又は資本に組み入れた積立金額のうち、それぞれ、その株式を有している法人がその消却の時において有する消却されなかつた株式又は当該法人がその資本の組入の時において有するその株式を発行する法人の株式に対する部分の金額

規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額又は第十六条の四第一項の規定による法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額につき、第二十四条の規定による修正申告書を提出し、又は第二十九条乃至第三十一条の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分の第十八条又は第二十二条の規定による申告書に記載すべき所得金額又は法人税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から一箇月以内に限り、命令の定めるところにより、政府に対し、当該

所得金額又は法人税額につき第一項又は第三十一条第一項の規定による更正をなすべき旨の請求をなすことができる。

政府は、法人が通信、交通の状況その他やむを得ない事由に因り前二項の規定による更正の請求をその期限内にすることはできないと認める場合においては、命令の定めることにより、その期限を延長することができる。

政府は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る所得金額又は法人税額について調査し、当該調査に基き、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をなした法人に通知する。

第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。ただし、政府において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第二十五条第一項中「前条」を「第二十四条」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始日の日前日までに、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。ただし、当該各号の事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号

に掲げる日の前日まで

出することができる。

後、外国法人にあつては新たに  
外国法人となつた後、第五条第

二条に「その通知を受けた課税標準を」と「その通知を受けた第二十四条の二第四項に規定する事項若しくは課税標準」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 法人税法の一部を改正する法律案  
に対する修正案
- 法人税法の一部を改正する法律案  
に対する修正案
- 法人税法の一部を改正する法律案  
に対する修正案
- 法人税法の一部を改正する法律案  
の一部を次のよう修正する。  
第二十五条の改正に関する部分の  
次に次のように加える。

附則中第十三項以下を一項ずつ繰り下げる。第十二項の次に次の二項を加える。

13 政府は、昭和三十四年度において、一般会計から、五十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十四年度

において、経済基盤強化資金から一般会計に受け入れた金額の一部をこ

の会計に繋り入れる必要がある。こ

これが少くの法律家を抱いてゐる所以である。

「報告書は会議録追録に掲載」

関税定率法の一部を改正する法律

右の一部を改正する法律案

国会に提出する。

明治三十四年二月六日  
内閣總理大臣 岸 信介

## 関税定率法の一部を改正する法

**関税定率法の一部を改正する法律**

(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項、第八項、第十二項、第十五項及び第十六項中「昭和三十四

年三月三十日」を「昭和三十五年三月三十日」に改める。

昭和三十四年二月六日 衆議院会議録第二十三号 稳定安定期会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買入るための支払財源の一部に充てるための一 三六八

般会計からする総入金に関する法律案外九案

別表甲号中

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

六七一

コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同一成分を有する(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうちジソプロピル・ベンゼン・ハイドロペイオキシド(合成ゴム製造の際に使用するものに限る。)

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれららの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二

その他のうち次に掲げるもの

四エチル鉛

(3)(2)(1) 放射性元素及びその化合物  
モリブデン・コバルト触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリノブデン・コバルト触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリノブデン)を製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)銀触媒(エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。)シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒(エチレンを重合してボリエチレンを製造する際に使用するものに限る。)クロム・アルミナ触媒(ブタン又はブターレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。)及び銅・亜鉛触媒(第一ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。)

(4) スタンダード・ハイドロペイオキシド及びジエチル・メルカプタン(スタンダード・ハイドロペイオキシド及びトリリルとを共重合させて合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)

六四七

航空機及びその部分品(原動力機を除く。)

六四七

金鏡登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらの部分品

二 その他のうち数値式電子計算機(カード式の入力機又は出入力機を使用することができるものに限るものとし、当該計算機とともに輸入するものに限る。)及び銅・亜鉛触媒(第一ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。)

一六八六 機械(別号に掲げるものを除く。)のうちせん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械

一六四七 航空機及びその部分品(原動力機を除く。)

六四七

「報告書は会議録追録に掲載」

法律第二百六十八号の一部を次の  
ように改正する。

日本輸出入銀行法の一部を改正す  
る法律案

国会に提出する。  
昭和三十四年一月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

日本輸出入銀行法の一部を改正す  
る法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年  
度)に資するため、その資本金を増額

六七一

コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同一成分を有する(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうちジソプロピル・ベンゼン・ハイドロペイオキシド(合成ゴム製造の際に使用するものに限る。)

二 その他のうち次に掲げるもの

四エチル鉛

(3)(2)(1) 放射性元素及びその化合物  
モリブデン・コバルト触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリノブデン・コバルト触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリノブデン)を製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)銀触媒(エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。)シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒(エチレンを重合してボリエチレンを製造する際に使用するものに限る。)クロム・アルミナ触媒(ブタン又はブターレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。)及び銅・亜鉛触媒(第一ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。)

(4) スタンダード・ハイドロペイオキシド及びジエチル・メルカプタン(スタンダード・ハイドロペイオキシド及びトリリルとを共重合させて合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)

六四七

「報告書は会議録追録に掲載」

法律第二百六十八号の一部を次の  
ように改正する。

日本輸出入銀行法の一部を改正す  
る法律案

内閣総理大臣 岸 信介

日本輸出入銀行法の一部を改正す  
る法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年  
度)に資するため、その資本金を増額

六八六

機械(別号に掲げるものを除く。)のうち穿孔カード式統計会計機械(穿孔機)に自動検査機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る)に

改める。

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

六九五

グメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。)及び合成なめし剤(芳香族スルファン酸又はその塩類の結合物を主成分とするものに限る。)

改める。

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

六九五

二 その他のうち次に掲げるもの

改める。

六九五

グメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。)及び合成なめし剤(芳香族スルファン酸又はその塩類の結合物を主成分とするものに限る。)

改める。

分」を「昭和三十四年度分」に改め  
る。

(精神衛生法の一部改正)

第二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次の  
ように改正する。

第八条中「その設置及び運営に  
要する経費に対して、政令の定め  
るところにより、その二分の一」  
を「政令の定めるところにより、  
その設置に要する経費については  
二分の一、その運営に要する経費  
については三分の一」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行  
する。ただし、第一条中補助金等  
の臨時特例等に因する法律第一  
条、第三条及び第五条の改正規定  
は、社会教育法等の一部を改正す  
る法律(昭和三十四年法律第  
号)による社会教育法(昭和二十  
四年法律第二百七号)第三十五条  
及び第三十六条、図書館法(昭和  
二十五年法律第百八十八号)第二十  
条及び第二十二条並びに博物館法  
(昭和二十六年法律第二百八十五  
号)第二十四条及び第二十五条の  
一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年二月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

法の一部を改正する法律

(昭和二十八年法律第百八十一号)の  
中「次条又は第五条」を「次条第一項若  
る。

2 昭和二十九年度分から昭和三十  
三年度分までの予算に係る精神衛  
生相談所の運営に要する経費に対  
する補助金については、なお従前  
の例による。

第三十六条中「昭和三十三年法律  
第百九号」の一部を次のようにより改  
正する。

3 地方財政法(昭和二十三年法律  
第百九号)の一部を次のようにより改  
正する。

第三十六条中「昭和三十三年  
度」を「昭和三十四年度」に改め  
る。

#### 理 由

補助金等に関する昭和三十三年度  
までの特例の措置を、補助率を若干  
改める精神衛生法に基く補助金等に  
関するものを除くほか、昭和三十四  
年度においても引き続いだことと  
する必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

#### 2

前項各号に掲げる者のうち常時  
勤務に服することを要するもの  
(以下「職員」という。)以外のもの  
で、その勤務形態が職員に準ずる  
者は、政令で定めるところによ  
り、それぞれ同項各号の職員とみ  
なしして、この法律(第五条中公務  
上の負傷若しくは病気(以下「傷  
病」という。)又は死亡による退職  
に係る部分以外の部分を除く。)  
の規定を適用する。

#### 3

第一項の場合において、二十五  
年以上三十年以下の期間勤続して  
退職した者(その者の事情によら  
ないで引き続いて勤続することを  
困難とする理由により退職した者  
で政令で定めるものを除く。)の  
退職手当を計算するときは、その  
者の俸給月額に乗ずる割合は、同  
項各号の規定にかかわらず、その  
者の勤続期間のうち二十五年未満  
の期間については、前条第一項各  
号に規定する期間の区分に応じ当  
該各号に掲げる割合とし、二十五  
年以上三十年以下の期間について

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

國家公務員等退職手当法

第一条及び第二条を次のように改  
める。

第一條 この法律は、國家公務員等  
が退職した場合に支給する退職手  
当の基準を定めるものとする。

第三条第二項中「前項に規定する  
者」の下に「のうち、傷病又は死亡に  
よらず、その者の都合により退職し  
た者」を加え、同項第一号中「百分の  
五十」を「百分の六十」に改める。

第四条の見出しを「長期勤続後の  
退職等の場合の退職手当」に改め、  
同条第一項各号列記以外の部分中  
「政令で定める程度の傷い疾病、死  
亡若しくは二十年以上勤続し停年に  
達したことにより」を「二十五年以上  
勤続して退職した者(次条第一項の  
規定に該当する者を除く。)、二十  
年以上二十五年未満の期間勤続し定  
年に達したことにより」に、「これら  
の事由に準ずる事由に因り」を「これ  
に準ずる理由その他その者の事情に  
よらないで引き続いて勤続すること  
を困難とする理由により」に改め、  
同項各号を次のようにより改める。

一 一年以上十年以下の期間につ  
いては、一年につき百分の百一  
百三十七・五

二 十一年以上二十年以下の期間  
については、一年につき百分の百  
百三十九・五

三 二十二年以上三十年以下の期  
間については、一年につき百分  
の百五十

四 三十二年以上の期間について  
は、一年につき百分の百三十  
七・五

第五条第一項及び第三項を次のよ  
うに改める。

2 国家公務員共済組合法(昭和三  
十三年法律第百二十八号)第七十  
二条第二項の規定に該当する者  
の規定に該当しないものに対する  
退職手当の額は、前項の規定の例  
より計算した額とする。

第三条第二項に掲げる者で常時勤  
務に服することを要するもの  
(これら法人の役員を除く。)

前項各号に掲げる者のうち常時  
勤務に服することを要するもの  
(以下「職員」という。)以外のもの  
で、その勤務形態が職員に準ずる  
者は、政令で定めるところによ  
り、それぞれ同項各号の職員とみ  
なしして、この法律(第五条中公務  
上の負傷若しくは病気(以下「傷  
病」という。)又は死亡による退職  
に係る部分以外の部分を除く。)  
の規定を適用する。

第三条第一項各号に記載以外の部分  
中「次条又は第五条」を「次条第一項若  
る。

15





第十条第三項中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第十二条第三項中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第十三条第一項中「第十八条」の下に、「第十八条の二」を加える。

第十六条第一項及び第五項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第十七条第二項中「第十八条」を「第十九条から第十八条の三まで、第十三条第一項第一号に規定する第三十五条」に改める。

第十八条第二項中「租税特別措置法第五条の十一第二項（公益事業を行う法人の償却範囲額）」は、「旧租税特別措置法第五条の十一第二項（公益事業を行う法人の償却範囲額）」に規定の適用を受けることができた会社の」に、「計算について準用する。」を「計算については、同条第二項の規定による計算の例による。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度において次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に対し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月

数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 百分の十二

二 前条第一項第一号に規定する資本に組み入れた再評価積立金の額が、同号に規定する再評価積立金として積み立て、又はこれまで組み入れた金額の合計額から同号に規定する取りくずした金額の合計額及び納付すべき再評価税額を控除して算出した金額の百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合（当該事業年度終了の日ににおける再評価積立金の額が資本の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く。）百分の十五

三 前条第一項第二号に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。）百分の十五

四 前条第二項の規定は、前項第三号の場合について準用する。

五 前条第三項の規定は、合併法人に対する前二項の規定の適用について準用する。

（再評価積立金の資本組入の促進）

第十八条の二 再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度において次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に対し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月

数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十八条第一項、第二項、第五項及び第六項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

「旧租税特別措置法」に改める。

第三十五条第一項中「会社（施行日において資本の額が千万円に満たないものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を「要再評価会社（その合併法人を含み、同族会社を除く。第四十一条を除き、以下同じ。）」に、「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、「最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に關する法律（昭和三十一年法律第百三十八号）第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基いて再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿額を削り、同条第二項中「会社」を「要再評価会社」に改め、同条第三項を削る。

（再評価積立金の資本組入の促進）

第十八条の三 昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価実施会社（同族会社を除く。）の再評価積立金の資本組入について準用する。

（再評価積立金の資本組入の促進）

第十八条の二 「（その合併法人を含む。）」を「（その合併法人を含む。同族会社を除く。）」に、「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、同条の二に改める。

（損失をうめるための再評価積立金の取りくずし）

金の取りくずし）

百七条第一項第三号（損失をうめるための再評価積立金の取りくずし）の場合において、再評価積立

金を取りくすときは、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならぬ。

（損失をうめるための再評価積立金の取りくずしにつけられなければならない）

金を取りくすときは、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならぬ。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案を提出する理由である）

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

（附則）

昭和三十四年三月四日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤謙五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案

（理由）

再評価実施会社の再評価積立金の資本組入を促進して企業経営の健全化等に資するため、その組入が十分でない会社につき、配当制限を若干強化することも、損失をうめるための再評価積立金の取りくずしには特別決議を要することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由）

再評価積立金の資本組入の促進

（理由）

（理由）

（理由）

（理由）

する。

この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用について

は、なお前の例による。

（理由）

する。

（理由）

（理由）

（理由）

する。

（理由）



昭和三十四年三月六日 衆議院会議録第二十三号

系価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買入するための経費の支払財源の一部に充てるための一

三七四

以上の両案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案による改正の第一点としては、所得税の例にならない、法人税においても更正請求の制度を設け、法人の申告した所得金額または法人税額が過大であることがわかつたとき、一定期間内に減額更正の請求ができることといたしております。

改正の第二点としては、新設法人の最初の事業年度が短期である場合には、第二期の事業年度の青色申告の承認申請書の提出期限を特に延長することといたしております。

改正の第三点としては、株式会社が配当すべき利益をもつて株式を消却した場合には、その消却された株式に対応する資本の金額は、消却されなかつた株式を有する株主に対する配当とみなすことといたしております。

本案に關しましては、各派共同提出の修正案が提出いたされております。

修正の内容は、青色申告法人に対して、その青色申告の承認取り消しをする場合は、その通知書に取り消しの理由を付記しなければならないことといたそとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、

一致をもつて本案は修正議決いたされました。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げま

す。

この法律案は、昭和三十四年度における産業投資特別会計の財源の状況にかんがみ、同会計の資金内容の充実をはかるため、前年度に設けられた経済基盤強化資金から一般会計に受け入れた金額のうち五十億円を限りこの会計に繰り入れができることといた

そうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしま

す。

次いで、委員長より次の附帯決議案が発議され、これについて採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

本法律案による暫定的減免税の制度は昭和二十六年以来毎年更新されており且つその減免税額は相当額に達しているので、政府は従来の慣性に陥ることなく、国産保護等の見地から、輸入の緊要度が薄くなつたものについては、極力その品目の整理を行なうべきである。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十四年度の財政投融資計画において、日本輸出入銀行の融資見込額を八百億円と推算し、このた

め必要な資金として、同行に対しても用の触媒を免税品目に追加し、カーボンブラックを減税品目から削除することといたします。

第三に、合成めし剤の軽減税率を

一割から五分に引き下げ、ビグメント・レジン・カラー・ベースの軽減税率を七分五厘から一割に引き上げることといたしております。

次に、産業投資特別会計からの出資

直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて本案は修正議決いたされました。

次に、産業投資特別会計法の一部を

改正する法律案について申し上げま

す。

この法律案は、昭和三十四年度における産業投資特別会計の財源の状況に

かんがみ、同会計の資金内容の充実を

はかるため、前年度に設けられた経済基盤強化資金から一般会計に受け入れた金額のうち五十億円を限りこの会計に繰り入れができることといた

そうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしま

す。

次いで、委員長より次の附帯決議案が発議され、これについて採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

本法律案による暫定的減免税の制度は昭和二十六年以来毎年更新され

ており且つその減免税額は相当額に達しているので、政府は従来の慣

性に陥ることなく、国産保護等の見

地から、輸入の緊要度が薄くなつた

ものについては、極力その品目の整

理を行なうべきである。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十四年度の財政投融

資計画において、日本輸出入銀行の融

資見込額を八百億円と推算し、このた

め必要な資金として、同行に対しても

用の触媒を免税品目に追加し、カーボン

ブラックを減税品目から削除するこ

とといたしております。

第三に、合成めし剤の軽減税率を

一割から五分に引き下げ、ビグメン

ト・レジン・カラー・ベースの軽減税

率を七分五厘から一割に引き上げるこ

とといたしております。

次に、産業投資特別会計からの出資

直ちに採決いたしましたところ、全会

一致をもつて本案は修正議決いたされ

ました。

次に、産業投資特別会計法の一部を

改正する法律案について申し上げま

す。

この法律案のおもなる改正点は次の

通りであります。

まず、第一に、別途提案されている

国家公務員共済組合法の改正に伴い、

非現業恩給公務員に対する一般の退職

手当を、本年十月一日以降、五現業職

員等と同じレベルまで引き上げること

としてあります。

まず、第一に、別途提案されている

国家公務員共済組合法の改正に伴い、</

いものとし、また、五割に満たない場合は年一割五分をこえる配当を行なつてはならないことといたしてあります。

その他、損失を埋めるための再評価積立金の取りくずしについては、現在株主総会の普通決議で行うことにしております。

最後に、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一項を改正する法律案について申し上げます。

本案は、再評価積立金の資本組み入れを促進するため、その手続を簡素化するとともに、その組み入れの際における端数株式の処理等について所要の規定の整備をはからうとするものであります。すなわち、再評価積立金の資本組み入れは、現在、株主総会の特別決議によらねばならないこととされておりま

りますが、これを取締役会の決議で行い得ることとし、手続の簡素化をはかつております。また、資本組み入れによって新株を発行する場合に生ずる端数株式の処理方法について必要な規定を設けることといたしております。

以上の三案につきましては、審議の結果、昨日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、以上の各法律案に対する質疑応答等の詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤錦五郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第八ないし第十の三案を一括して採決いたします。三案中、日程第十の委員長の報告は修正、他の二

案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り決しました。

昭和三十四年二月四日  
内閣總理大臣 岸 信介

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

第一條 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の二中「その最高額の」を「別表の判事の最高額の」に改める。

第十五条中「判事補及び」を「判事、判事補及び」に改め、「第二条の規定にかかる」の下に「、判事にあつては八万円」を加え、「六万二千四百円」を「六万七千二百円又は六万二千四百円」に改める。

別表判事の項を次のように改める。

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万円」を「八万三千八百十円」に、「五万一千円又は四万四千四百円」を「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十九円」に、「六万七千二百円又は六万二千四百円」を「七万五百六十円又は六万五千四百九十九円」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する恩給、退職手当若しくは寒冷地手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、暫定手当の月額のうち最高裁判所が定める額は、報酬とみなす。

別表判事補及び簡易裁判所判事の各項中「一六、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改める。

附  
錄

1 この法律中第二条の規定は昭和三十四年十月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

2 昭和三十四年二月三十日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表に掲げる一号から五号までの報酬を受ける判事（判事の報酬月額による報酬を受ける簡易裁判所判事を含む。）の同年四月一日における報酬の号は、それぞれ三号、四号、五号、六号及び七号とする。

一般職の職員の給与改訂に伴い一部の裁判官の給与を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「報告書は会議録追録に掲載

### 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

内閣總理大臣 岸 信介

## 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

**第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。**

**第九条中「税額万円」を「税額は五百四十万二千円」と改める。**

簡易裁判所判事

三一、八七〇円  
二九、七六〇円

検 事	
一 号	七八、〇〇〇円
二 号	七五、〇〇〇円
三 号	七一、〇〇〇円
四 号	六七、二〇〇円
五 号	六一、四〇〇円
六 号	五七、六〇〇円
七 号	五三、二〇〇円
八 号	五一、〇〇〇円
九 号	四四、四〇〇円
十 号	四一、〇〇〇円
十一 号	三七、〇〇〇円
十二 号	三三、五〇〇円
十三 号	三〇、四〇〇円
十四 号	二八、四〇〇円
十五 号	二六、二〇〇円
十六 号	二三、六〇〇円
十七 号	一九、三〇〇円
十八 号	一八、三〇〇円
十九 号	一六、五〇〇円

副 檢 事	
一 号	四三、〇三〇円
二 号	三五、一三〇円
三 号	三一、八七〇円
四 号	三八、八一〇円
五 号	三五、一三〇円
六 号	二九、七六〇円
七 号	二七、四七〇円
八 号	二四、七五〇円
九 号	二一、一〇〇円
十 号	一九、二〇〇円
十一 号	一七、三三〇円
十二 号	一四、三〇〇円
十三 号	一三、一〇〇円
十四 号	一一、一〇〇円
十五 号	一〇、一〇〇円
十六 号	九、一〇〇円
十七 号	八、一〇〇円
十八 号	七、一〇〇円
十九 号	六、一〇〇円

別表副検事の項中「一六、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」と、「一五、三〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改める。

第二条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条中「五万一千円又は四万四千四百円」を「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十四円」に改める。

別表検事及び副検事の各項を次のように改める。







平 館	2,000 メートルの円内の海面 鼻線崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石
青 森	安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石
森 ノ 瀬	森橋下流の堤川水面 雷電橋下流の汐立川水面
野 辺 地	野辺地町と平内町との境界海岸 (N40°53' E141°05'18") から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の野辺
大 川 内	地川水面 声崎を中心とする半径 3,600 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の田部川水面
脇 野 沢 佐 井	川内橋西端 (N41°11'43" E140°59'44") を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面 脇野沢川導水堤突端を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面 並びに脇野沢川脇野沢橋及び脇野沢川導水堤各下流の河川水面 弁天島三角点 (2.9 メートル) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面
間 畑 戸	細間崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面 大畑港南防波堤端柱 (N41°24'32" E141°10'18") を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の大畑川水面 日出岩西端から 180 度及び 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川及び黒淵川各最下流橋下流の河川水面並びに馬淵川崎切堤下流の旧馬淵川水面
大 久 木 八	久慈牛島端合 (N40°12'55" E141°50'16") から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の久慈川水面 八木港導壁の前端 (N40°20'42" E141°45'58") を中心とする半径 900 メートルの円内の海面

秋 田 象 潟	小瀬崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の象潟川水面
金 浦 沢 莊	金浦港端合 (N39°15'12" E139°54'53") を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 芹田崎から 23 度 3,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平 本 秋 船 戸 北	子吉川口右岸端を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面 南羽根堤基点を中心とする半径 3,000 メートルの円内の海面及び放水路水門下流の雄物川水面 根ノ崎三角点 (40 メートル) から 25 度 1,300 メートルの地点を中心とする半径 4,400 メートルの円内の海面
能 代	弁天岬を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 八斗崎から 90 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の賀茂川水面 能代三角点 (24 メートル) から 300 度 1,700 メートルの地点を中心とする半径 2,700 メートルの円内の海面及び同円内の米代川水面

## (外) 報 告

千葉	勝浦	黒磯から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
白	浜	西防波堤突端(N34°54'26" E139°55'53")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
館	山	正木燈台(N34°58'58" E139°51'26")を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び最下流橋下流の沙入川水面
木更津	千葉	相里三角点(49メートル)から260度2,250メートルの地点を中心とする半径3,000メートルの円内の海面
千葉	船橋	登戸三角点(22メートル)から245度7,500メートルの地点まで引いた線、五井三角点(1.9メートル)から280度5,000メートルの地点まで引いた線、これら地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに寒川大橋下流の都川水面
千葉	田中	船橋市と市川市との境界海岸(N35°41'29" E139°57'55")から170度4,000メートルの地点まで引いた線、船橋市と習志野市との境界海岸(N35°40'43" E140°00'07")から180度3,000メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川橋下流の海老川水面
千葉	田中	大久保三角点(133メートル)を中心とする半径900メートルの円内の海面
千葉	田中	トオシキ鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面仲ノ原三角点(13メートル)から180度550メートルの地点を中心とする半径700メートルの円内の海面
千葉	田中	宮城山三角点(429メートル)からナグラ岩東端を見通した線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見通した線及び陸岸により囲まれた海面北風平三角点(19.2メートル)を中心とする半径900メートルの円内の海面
千葉	田中	横石鼻から0度300メートルの地点まで引いた線、同地点から282度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面前崎ヶ鼻(N35°05'42" E139°46'26")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
千葉	田中	江戸川口右岸突端(N35°38'18" E139°52'32")から205度に引いた線、本牧鼻から47度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他の各河川最下流橋下流の河川水面
千葉	田中	小柴崎、同地點から90度3,000メートルの地点、觀音崎燈台(N35°15'12" E139°44'54")から90度1,000メートルの地点及び同地點から海鷲島燈標(N35°12'30" E139°44'18")を見通し7,000メートルの地点を順次に結んだ線、同地點から220度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
茨城	筑波	銚子港導壁の前壁(N35°44'22" E140°51'53")を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び松屋見附三角点(57メートル)(N35°43'49" E140°47'44")から12度に引いた線以東の利根川水
茨城	筑波	面



## 外 告 ( 報 )

豊橋	十間川口右岸突端 (N34°45'12" E137°19'25") を中心とする半径4,500 メートルの円内の海面中梅田川右岸堤防突端から270 度に引いた線以北の部分並びに豊川及び御生川各最下流橋下流の河川水面
三浦郡原蒲豆	三谷ケ鼻 (N34°48'07" E137°15'39") から竹島南端まで引いた線、同島と府相陸岸とを結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面並びに同島と府相陸岸とを結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面
西蒲原田色	蒲郡港東防波堤燈台 (N34°48'46" E137°13'55") を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面中三谷港に属する部分を除いた海面
東蒲原田衣師	古城港東防波堤基点を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面中形原町と西浦町との境界海岸 (N34°47'10" E137°11'21") から90 度に引いた線以北の部分
西蒲原田衣師	東浦防波堤基点を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面中形原港に属する部分を除いた海面
東蒲原田色	中柴海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
西蒲原田衣師	矢崎川口燈台 (N34°46'57" E137°04'43") を中心とする半径1,400 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の矢崎川水面
西蒲原田色	一色港導燈の前燈 (N34°47'17" E137°01'15") を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面
西蒲原田色	布土大橋基點 (N34°47'56" E136°55'22") から90 度に引いた線及び、陸岸により囲まれた海面並びに東海道綾瀬橋下流の境川水面
西蒲原田色	喜ヶ崎から90 度に引いた線、羽豆崎から90 度500 メートルの地点まで引いた線、同地点から0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西蒲原田色	東山鼻及び蛭子鼻からそれぞれ0 度600 メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
西蒲原田色	豊浜港西防波堤燈台 (N34°42'02" E135°56'20") を中心とする半径900 メートルの円内の海面
西蒲原田色	北防波堤基点を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面
西蒲原田色	常滑港南防波堤燈台 (N34°32'28" E135°50'20") を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面
西蒲原田色	名古屋港西防波堤燈台 (N35°02'09" E136°51'28") を中心とする半径7,500 メートルの円内の海面、天白川千鳥橋、大江川港東橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、新堀川堀止、若子川橋門及び庄内川一色大橋各下流の河川水面並びに中川運河水面
西蒲原田色	伊良湖岬燈台 (N34°34'35" E137°01'10") を中心とする半径2,000 メートルの円内の海面
西蒲原田色	伊良湖岬燈台 (N34°34'35" E137°01'10") を中心とする半径2,000 メートルの円内の海面並びに南三角点 (6.4 メートル) を中心とする半径1,000 メートルの円内の海面
西蒲原田色	泉巣山防波堤燈柱 (N34°39'11" E137°09'35") を中心とする半径500 メートルの円内の海面
西蒲原田色	巣山山頂 (261 メートル) を中心とする半径3,000 メートルの円内の海面及び船倉橋下流の汐川水面
三電桑名	小貝須三角点 (N35°02'50" E136°42'02") から118 度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面



昭和三十四年三月六日 衆議院会議録第二十三号 特定港湾施設整備特別措置法案外一案

西	神	明	二	別	高	伊	八	姫	路	砂	保	木	見	府	石	戸	官	宮	坂	岸	洲	本	良	志	都	郡	富	島	和	歌	山	新	宮	三	輪	崎	宇	久	井	勝	浦	古	座	西	向	串	本	日	田	辺	御	坊										
各最下流橋下流の河川水面、旧左門瀬川水面並びに辰巳浦西端と武	南川最下流橋東端とを結んだ線以南の各運河水面	鳳川口右岸突端から 158 度 2,050 メートルの地点まで引いた線、同	地点から 45 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	堺川口左岸突端から 90 度に引いた線、芦屋川口左岸突端から 222	度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川本庄橋、	新漢川駕榮橋、妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及	び兵庫運河の各運河水面	明石港突堤万台 (N34°38'19" E134°59'34")を中心とする半径 900	メートルの円内の海面	瀬戸川口左岸突端から 240 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同	同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	別府港防波堤万台 (N34°42'42" E134°50'55")を中心とする半径	1,000 メートルの円内の海面	高砂港突堤万台 (N34°43'42" E134°48'07")を中心とする半径 900	メートルの円内の海面及び河川水面	伊保港突堤万台 (N34°44'55" E134°46'10")を中心とする半径 1,000	メートルの円内の海面及び千鳥橋下流の洗川水面	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海	面及び三橋下流の八家川水面	八家川口右岸防波堤基点から 295 度 800 メートルの地点から 180 度	1,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線、	中川口右岸突端から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	並びに市川、船場川、夢前川、大津茂川、揖保川及び中川各最下流	橋下流の河川水面	金崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡山県と兵庫県との境界海岸 (N34°44'14" E134°22")から取揚島北	端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	並びに大津川石ヶ崎橋、野々内霧島門、千種川赤穂大橋及び御崎零	元橋橋各下流の河川水面	津居山島駕ヶ城から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面	並びに羽子山山顶 (77 メートル)から 345 度に引いた線以東の円山川	水面	コヤガ谷鼻から白ヶ浦島南端まで引いた線、同島駕ヶ裏鼻から大島	北端まで引いた線、同島南端から大山山顶を見通した線及び陸岸に	より囲まれた海面	白石島北端から黒島北端を見通した線、白石島北端から 244 度に引	いた線及び陸岸により囲まれた海面	西城ノ鼻から観音寺山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海	面並びに最下流橋下流の岸田川水面	岩屋港東突堤柱 (N34°35'19" E135°01'18")を中心とする半径	1,000 メートルの円内の海面	洲本港駕台 (N34°20'38" E134°54'03")を中心とする半径 1,000	メートルの円内の海面及び最下流橋下流の洲本川水面	高崎南端から 220 度に引いた線、梅崎北端から 285 度に引いた線及	び陸岸により囲まれた海面	釣島鼻から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	淡港東駕台 (N34°19'48" E134°43'58")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面及び河川水面	都志港防波堤柱 (N34°24'46" E134°46'48")を中心とする半径 500	メートルの円内の海面及び大橋下流の都志川水面	都家港西防波堤駕柱 (N34°28'07" E134°50'39")を中心とする半径	500 メートルの円内の海面及び大橋下流の都家川水面	北防波堤基点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	和歌山県の地先部分	磯崎 (N35°40'54" E135°59'27")から鉢島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線、同島南端から 285 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宇久井鼻から駄崎まで引いた線、孤島東端から中山北端まで引いた線、同地点から 110 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の長野川水面	大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	優山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九龍島島頂から 310 度に引いた線、同島南東端から 43 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに古座川橋下流の古座川水面	橋杭一ノ島から椿荷島を見通した線、橋杭一ノ島から戸島崎まで引いた線、遠見山山頂 (124 メートル)から 224 度 985 メートルの地点から 246 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日置川口两岸突端を結んだ線と日置大橋及び日置小橋との間の河川水面	番所鼻から葦田崎 (N33°43'26" E135°21'18")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津橋下流の会津川水面	権現町西端から 295 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 30 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天

官 報 (号 外)

良	島	由	田端、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
湯	島	湯浅	神谷崎から轟島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面
広	島	広島	タキノ鼻から 172 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広川広橋及び山川橋原橋各下流の河川水面
美	島	美島	宮崎ノ鼻から芦漢島西端まで引いた線、同島東端から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに安浦橋下流の有田川水面
和	島	和歌山下	尾ノ首から田倉崎及び觀音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川一心橋及び女良川旭橋各下流の河川水面
取	島	鳥取	八尋鼻から 310 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
子	島	赤崎	赤崎港西防波堤燈籠柱 ( $N35^{\circ}30'34'' E133^{\circ}39'37''$ ) を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面
崎	島	鳥網代	鳥取港燈柱 ( $N35^{\circ}32'17'' E134^{\circ}11'12''$ ) から 132 度 270 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び河川水面
取	島	網代	鶴島島頂から 270 度に引いた線、鶴巣山海岸から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の蒲生川水面
鳥	島	田後	向島島頂を中心とする半径 800 メートルの円内の海面
境	島	境	中海外ノ江燈台 ( $N35^{\circ}31'32'' E133^{\circ}12'04''$ ) から夫ヶ瀬まで引いた線、同線以東の陸岸及び境港燈の前燈 ( $N35^{\circ}32'41'' E133^{\circ}14'30''$ ) を中心とする半径 4,000 メートルの円弧により囲まれた中江ノ瀬戸及び美保湾の海面
取	島	益田	益田市中ノ島と同市高津町との境界海岸 ( $N34^{\circ}41'30'' E131^{\circ}49'12''$ ) を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び高角橋下流の高津川水面
根	島	浜江	黒崎から島嶼水島鼻まで引いた線、同島千畳敷島から八尋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の浜田川水面
根	島	仁万	漫津三角点 ( $138.8 \text{ メートル}$ ) ( $N35^{\circ}00'44'' E132^{\circ}14'38''$ ) から 270 度 1,400 メートルの地点を中心とする半径 2,300 メートルの円内の海面及び江川橋下流の江川水面
根	島	久万	荒布場鼻から斐島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	島	久社	大田市久手町と同市島井町との境界海岸 ( $N35^{\circ}13'30'' E132^{\circ}30'13''$ ) を中心とする半径 1,300 メートルの円内の海面
根	島	久社	神戸川口右岸突端から錦子島北西端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面

## 外 告 報

味野	下村三角点から 170 度 1,000 メートルの地点から 180 度 1,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の大川水面
下津井水島	西ノ崎から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大島三角点(94 メートル)から 270 度 1,900 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
玉島	山ノ端三角点(31 メートル)から 180 度に引いた線、高梁川右岸堤水堤突端(N34°30'06" E135°41'34")から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
笠岡	古城山三角点(69 メートル)を中心とする半径 900 メートルの円内の海面
広島	柳ヶ端から 49 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 仙島祇園神社から 306 度に引いた線、同島鳥ノ口鼻から頂崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福岡	大坂山山頂から岩子島三角点(131 メートル)まで引いた線、鷲小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線、同島松ヶ鼻を中心とする半径 2,300 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面
尾道米崎	より囲まれた海面 横ヶ鼻から大谷鼻(N34°19'36" E135°00'31")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
忠竹具原	月見鼻からの島ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 豆倉鼻から 199 度 1,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から舞舞尻鼻(N34°12'15" E132°32'45")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下描崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大尻ヶ鼻から 265 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
海原	觀音崎、島南端、似島南東端、同島地獄鼻、大力タマ島南端、津久根島南端並び八幡川口左岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに義姫川、京橋川、天安川、本川及び天満川各最下流橋下流の河川水面
廿日市	丸子山三角点(233 メートル)から 65 度 1,600 メートルの地点を中心とする半径 2,300 メートルの円内の海面
竹生	平内島北端から 329 度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島歌島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地頂(393 メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
佐賀	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から 188 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 佐木島三角点(184 メートル)と因島龍王山山頂点(241 メートル)を結んだ線、佐木島鍋ヶ鼻から 80 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 向山寺山三角点(67 メートル)から 76 度 840 メートルの地点を中心とする半径 2,500 メートルの円弧及び高根島二角点(317 メートル)と生口島鳩巣ノ鼻とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面 鍋崎から佐越島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(N34°17'06" E132°55'42")まで引いた線、同島カシネ鼻から船島(N34°14'45" E132°54'14")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
瀬戸田	より囲まれた海面 青山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 一法寺山三角点(449 メートル)から阿村島鏡音崎まで引いた線、同島戸町三角点(88 メートル)から 310 度 1,100 メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(111 メートル)まで引いた線、同三角点から 184 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 七々見山山頂(57 メートル)から長島三角点(75 メートル)まで引いた線、同三角点から刀崎鼻(長九郎鼻)まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(N34°14'45" E132°54'14")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大洗	下浦刈島太平山三角点(282 メートル)から 95 度に引いた線、同島白崎から 80 度 5,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 107 度 2,600 メートルの地点まで引いた線及び同地点から上浦刈島三崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
江原	小名切岬(14 メートル)から 228 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木浦	綾東鼻、阿多田島長浦鼻、姫子島島頂及び面高鼻を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川及び門前川各最下流橋下流の河川水面
佐賀	久賀町と大島町蒲原との境界海岸(N33°57'35" E132°14'50")から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 津長鼻から 17 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川橋下流の屋代川水面 黒島鼻から 347 度 1,950 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の片野川水面
山口	岩国
久賀	安下庄
安井	小柳



川	豊	浜	岡水準点(4.57 メートル)(N34°04'06" E133°38'28")から 355 度 700 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面 観音寺港南防波堤燈台(N34°07'14" E133°38'08")から 72 度 440 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面並びに鰐田川及び一ノ谷川各最下流橋下流の河川水面 大嵩島北東端から 54 度に引いた線、同島南端から 小嵩島西北端まで引いた線、同島南端から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
仁	尼	訛	香田鼻から 0 度に引いた線、岩島島頂(34 メートル)から それぞれ 270 度及び 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに洲崎橋下流の高瀬川水面
多	度	丸	多度津港内港西防波堤燈台(N34°16'07" E133°44'44")から 30 度 260 メートルの地点を中心とする半径 1,300 メートルの円内の海面 土器川口左岸突端、上真島島頂(37 メートル)、下真島頂島(32 メートル) 及び金倉川口右岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに御供新橋下流の堀入川水面
坂	出	西	岬崎(N34°19'12" E133°49'59")から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同地点から總社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
香	高	松	芝山山頂(45 メートル)から 0 度 150 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
志	志	度	高松西防波堤燈台(N34°21'07" E134°03'09")から 95 度 500 メートルの地点を中心とする半径 2,800 メートルの円内の海面並びに同円内の新川及び春日川の各河川水面及び最下流橋下流の鰐田川水面 燈籠鼻から 274 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 長尾鼻から 319 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川橋下流の津田川水面
坂	本	三	津三角点(2.8 メートル)(N34°14'52" E134°21'24")から 270 度 1,200 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面 引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面 幕石山三角点(435 メートル)から 247 度 1,850 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
内	油	引	赤崎から 315 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 塙崎から 180 度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面
庄		田	

川 川	寒川突堤尖端 ( $N33^{\circ}58'05'' E133^{\circ}50'52''$ )を中心とする半径400メートルの円内の海面
川 之 江	城山三角点 ( $62.2$ メートル)から31度600メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
河 岸	觀音崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
村 浦	泊ヶ鼻 ( $N34^{\circ}14'40'' E132^{\circ}58'25''$ )から道明ヶ鼻 ( $N34^{\circ}14'58'' E132^{\circ}59'30''$ )まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮 伯	金ヶ崎から六ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高 知 方	唐人ヶ鼻を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
高 宝	西防波堤尖端 ( $N33^{\circ}15'37'' E134^{\circ}09'57''$ )を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
半 利	南防波堤尖端 ( $N33^{\circ}16'56'' E134^{\circ}08'44''$ )を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
高 知	奈半利川口左岸尖端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面
佐 嶺	及最下流橋下流の奈半利川水面
久 上 佐	龍頭崎燈台 ( $N33^{\circ}29'34'' E133^{\circ}34'38''$ )から180度500メートルの地点まで引いた線、同地点から90度1,800メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鏡川、国分川、堀川、下田川及び長浜川各最下流橋下流の河川水面
宇 須	白ノ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐 嶺	角谷ノ岬から神木ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の桜川水面
久 上 佐	大野崎から215度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐 賀	加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
上 川 口	廻島東端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊与喜川水面
下 田	上川口三角点 ( $45.5$ メートル)を中心とする半径1,100メートルの円内の海面及び最下流橋下流の堀川水面
水 島	道崎三角点 ( $55$ メートル)を中心とする半径3,000メートルの円内の海面並びに四万十川山路渡船場 ( $N32^{\circ}58'03'' E132^{\circ}57'18''$ )から0度に引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面
清 片	大浦鼻から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
水 島	大島東端及び西端からそれぞれ0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福 岡 加 布 里 多 博	鷲ノ首から配崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福 岡 加 布 里 多 博	鳴島天狗鼻 ( $N33^{\circ}37'58'' E130^{\circ}18'04''$ )から32度30分に引いた

佐賀県	伊万里市	佐賀県と長崎県との境界海岸 (N33°20'14"E 129°47'36") から福島白岩鼻まで引いた線、煤屋崎から 315 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の伊万里川水面
大分県	宇佐市	友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島ツイタ鼻から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大分県	宇津井町	高島北端から 283 度に引いた線、同島東南端から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
大分県	宇浦町	船津川口右岸突端から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の住ノ江川水面
大分県	宇浦町	寺井三角点(4.8 メートル)(N33°12'29"E 130°21'30")から 180 度に引いた線、大中島南西端から 135 度に引いた線、太豊川口左岸突端から 135 度に引いた線及び同地点から 315 度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の地先部分

弁天崎から穴ノ口崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
沙見崎を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面  
井上鼻 (N32°34'56" E129°47'44") から甲瀬及び中島南端を経て祇  
園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
音音崎から四郷ヶ島西端を経て森ノ尾島長刀崎まで引いた線、香焼  
島石燈籠ノ鼻から堂ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
並びに浦上川及び中島川各最下流橋下流の河川水面  
端崎から神楽島立派 (N32°47'17" E129°45'46") まで引いた線、同  
標から 45 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
シラゴ鼻から 75 度に引いた線、同地点から福島押崎鼻まで引いた  
線、同島南端から 116 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並  
びに最下流橋下流の雪ノ浦川水面  
玖島崎、白島南端、カラウ島島頂及びツウケ島島頂を順次に結んだ  
線及び同地点から 25 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
櫛崎から崎戸島西端まで引いた線、同島南端から芋島三角点 (11  
メートル) まで引いた線、同三角点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び  
陸岸により囲まれた海面  
向後崎から寄船崎まで引いた線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた  
線、フル崎から針尾島三ツ岳山頂 (28 メートル) まで引いた線及び  
陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川及び日宇川各最下流橋下流  
の河川水面  
大崎から 340 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
魚見崎からコウガ崎まで引いた線、同地点から黒島北端を見通した  
線及び陸岸により囲まれた海面  
波戸崎から平戸島南端まで引いた線、同地点から 90 度に引いた  
線及び陸岸により囲まれた海面  
野崎から雁尾鼻 (N33°21'49" E129°44'51") まで引いた線及び陸岸  
により囲まれた海面  
天神崎から 30 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から  
石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面  
鳥島北端から 31.5 度に引いた線、同島東端から 180 度に引いた線及  
び陸岸により囲まれた海面  
小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から 90 度に引  
いた線及び陸岸により囲まれた海面  
針ノメンズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、团助鼻か  
らヒキ瀬北端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面

洲 戸 渡	長 姫 本	とする半径1,800メートルの円内の海面並びに同三角点から180度に引いた線及び白川及び津井川水面 肥後長洲港南防波堤燈台(N32°55'12" E130°26'32")から8度1,000メートルの地点を中心とする半径1,300メートルの円内の海面 小島鼻(N32°26'15" E130°25')から小島島頂を経て雨龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 茂木根崎から135度に引いた線、五色島三角点(17.8メートル)から並びに広瀬川今笠橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明鏡橋各下流の河川水面
深 牛 岡 池	富 魚	それぞれ90度及び270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 並びに広瀬川今笠橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明鏡橋各下流の河川水面 ボラ山三角点(76メートル)(N32°11'16" E130°01'18")から338度30分250メートルの地点を中心とする半径2,200メートルの円内の海面 海面中同三角点から147度500メートルの地点から0度に引いた線以東の部分 巴崎から160度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 尾池港防波堤燈台(N32°32'36" E130°11'32")を中心とする半径800メートルの円内の海面
福 国 中 津	大 長 洲	大隅三角点(4.3メートル)(N33°38'46" E131°12'24")を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び最下流橋下流の山国川水面
福 国 中 津	高 田 竹 田 津	小松東端を中心とする半径1,800メートルの円内の海面及び小松橋下流の駿鶴川水面 桂川口右岸東突堤基点を中心とする半径2,500メートルの円内の海面並びに桂川桂橋及び舍瀬川浮殿橋各下流の河川水面 養老橋から太郎岩を経て龜崎まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面
福 国 中 津	東 江 府 分	田深川口右岸突端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び港橋下流の田深川水面 橋頭鼻から45度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに入坂川錦江橋及び高山川末代橋各下流の河川水面 大分港北突堤燈台(N33°14'53" E131°35'23")を中心とする半径1,800メートルの円内の海面 千歳三角点(39.7メートル)(N33°14'11" E131°40'17")から20度2,200メートルの地点を中心とする半径4,000メートルの円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流橋下流の河川水面
佐 賀 関	佐 賀 関	若柳子鼻から開港まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

鹿児島	杵見	天神ヶ鼻から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面
佐 伯	浦	意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松戎津から官島島頂を経て遠大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び著川各最下流橋下流の河川水面
宮 崎	北 浦	米搗鼻から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
延 土	岡 島	投石礁東端から烏帽子磐南端まで引いた線、同地点から342度に引いた線、投石礁東端から346度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
・	・	東海山山頂(258メートル)から260度1,000メートルの地点を中心とする半径2,500メートルの円内の海面及び河川水面
・	・	洋望崎からタカチ子崎に引いた線、同地点から178度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
・	・	松ヶ鼻、イクイ岬西端、乙島三角点(79メートル)及び倉戸鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
・	・	水神松三角点(21メートル)(N31°46'07" E131°27'32")を中心とする半径4,000メートルの円内の海面及び高松橋下流の大淀川水面
・	・	内海港防波堤燈台(N31°46'07" E131°28'38")を中心とする半径1,300メートルの円内の海面及び最下流橋下流の内海川水面
・	・	尾伏峯から油津港導燈の前燈(N31°33'19" E131°23'58")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面
・	・	網音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島崎下流の鷺上川水面
・	・	薩摩景を中心とする半径1,300メートルの円内の海面及び河川水面
鹿児島	志布志	志布志港導燈の前燈(N31°28'12" E131°06'41")を中心とする半径1,900メートルの円内の海面
内 之 浦	内 大 鹿	火崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内之浦橋下流の広瀬川水面
泊 占	水 垂	波山鼻を中心とする半径1,500メートルの円内の海面
・	・	城ヶ崎突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面
・	・	北防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面上道三角点(83.8メートル)(N31°29'30" E130°42'25")から340度500メートルの地点を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び垂水橋下流の本城川水面

福山	若御子鼻から吉浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
加治木	防波堤基点を中心とする半径 800 メートルの円内の海面並びに網掛川綱垂橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面
鹿児島	薩田川口左岸突端から 90 度 5,550 メートルの地点まで引いた線、同地点から神瀬燈標(N31°38'48" E130°35'33")を見通した線及び薩岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の甲突川水面
川崎	大山崎から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川内	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
阿久根	山神鼻を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
串木野	串木野港北防波堤燈台(N31°50'29" E130°15'40")を中心とする半径 1,900 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の五反田川水面
内浦	黒瀬岩北端(N31°50'29" E130°11'48")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の内川水面
阿久根	阿久根港西防波堤燈台(N32°00'53" E130°11'39")を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の高松川水面
薩摩	港域法の一部を改正する法律案
1	この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。
2	港則法(昭和三十三年法律第二百七十四号)の一部を次のとおり改正する。 別表中「武豈」を「衣浦」に改め る。
3	関税法(昭和十九年法律第六十一条)の一項を次のとおりに改正する。 〔報告書は会議録追録に掲載〕
参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 加藤鑑五郎殿	昭和三十四年二月十五日
本法案は、現下のわが国における躍進的な輸出貿易の伸張と工業生産の大傾向にかんがみまして、すでにそよて、港湾管理者の費用負担割合の特例、企業合理化促進法による負担金に対する強制徴収、石炭等の港湾施設に対する強制徴収、石炭等の港湾施設に對応して緊急に整備を行い、わが国の經濟基盤の強化をはからうとするものであります。	本法案は、現下のわが国における躍進的な輸出貿易の伸張と工業生産の大傾向にかんがみまして、すでにそよて、港湾管理者の費用負担割合の特例、企業合理化促進法による負担金に対する強制徴収、石炭等の港湾施設に對応して緊急に整備を行い、わが国の經濟基盤の強化をはからうとするものであります。
次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げます。	次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げます。
第一点は、輸出貿易と工業生産に関する国家的に重要な港湾の特定施設を、國が特別会計を設けまして直轄で緊急に整備を行おうとするものであります。	第一点は、輸出貿易と工業生産に関する審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。
理由	港湾事情の変化に伴い、新たに港域を定め、港名又は港名を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○塚原俊郎君登壇	ただいま議題となりました二法案につき、運輸委員会における審査の結果を御報告申しあげます。
理由	港湾事情の変化に伴い、新たに港域を定め、港名又は港名を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
米ノ津	米ノ津港北防波堤燈柱(N32°07'38" E130°20'39")を中心とする半径 1,900 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の米ノ津川水面
西之表	箱崎から 31 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島崎	西防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海面
中瀬	倉敷港から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
手打	津口鼻三角点(152 メートル)から 320 度 500 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
宮之浦	平松山三角点(164 メートル)を中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の一湊川水面
古仁屋	堺崎から 24 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
備考	この表において、Nは北緯を、Eは東經を表わすものとする。
本法案は、港湾管理者の自主性の確保、港湾管理者の財政負担の軽減、上屋埠頭用地等を本法案の対象施設とする」と等について特段の措置を講ずべきであるとの趣旨の附帯決議が提出され、採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決されました。	本法案は、二月十一日本委員会に付託され、同日十三日、政府より提案理由の説明を聽取し、三月三日、同月五日質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知願います。
本法案は、港湾事情の変化及び市町村の廢止分合等に伴いまして港湾法別表を改正しようとするものであります。その内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、背後地の産業活動の發展による港内の船舶交通量の増加等に伴い、伊達港外八港について新たに港域を定めようとするものであります。第二点は、港湾工事の進展	本法案は、港湾事情の変化及び市町村の廢止分合等に伴いまして港湾法別表を改正しようとするものであります。その内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、背後地の産業活動の發展による港内の船舶交通量の増加等に伴い、伊達港外八港について新たに港域を定めようとするものであります。第二点は、港湾工事の進展

に即応して、銚港港外三十八港について  
て港域の変更をはかるとするもので  
あります。第三点は、市町村の廃置合  
併に伴いまして金石港外四港の港名を

一部を改正する法律案、南方同胞援護案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を

地盤沈下対策審議会 経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、地盤沈下対策に関する重要な事項を調査審議すること。

律案

२५४

卷之三

同表長崎税関の項中「柳川市」の下に  
「筑後市、八女市、大川市」を加える。  
第三十四条第四号中「じょう造」を  
「謙造」に改める。  
第三十九条の次に次の二条を加え  
る。

大蔵省設置法の一部を改正する。 法律	第十七条第一項の表中金融制度調 査会の項の次に次のよろに加える。 百四十四号)の一部を次のよろに 改正する。	審議会金 融機関 審議会金 融機 保險審 議會	度專 究査制 會
大蔵大臣の諮詢間に応じて、金融機關に関する基本方針について審議し、及びこれに關し必要と認める事項について審議会金融機関に意見を述べること。	大蔵大臣の諮詢間に応じて、保険制度の改善その他の保険行政に關する重要事項について調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項について審議会金融機関に意見を述べること。	大蔵大臣の諮詢間に応じて、専元事業の経営方策その他の専元究査制度の改善について調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項について審議会金融機関に意見を述べること。	大蔵大臣の諮詢間に応じて、専元事業の経営方策その他の専元究査制度の改善について調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項について審議会金融機関に意見を述べること。

○松澤雄蔵君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、経済企画庁設置法の一項を改正する法律案、大蔵省設置法の

経済企画庁設置法の一部を改正する法律  
（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次の  
ようにより改正する。

第十四条第一項の表中水質審議会  
の項の次に次のようになる。

○議長（加藤鑑五郎君） 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告案の通り可決いたしました。

法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事平井義一君。

本法案は、一月三十日予備審査のため本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聽取し、同月二十五日本付託となり、三月五日質疑、討論を省略し直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決、ございました。

○謹長（加藤謙五郎君） 松澤君の動議  
に御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○謹長（加藤謙五郎君） 御異議なしと  
認めます。よって、日程は追加せられ  
まへ。

地盤沈下対策審議会 経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、地盤沈下対策に関する重要な事項を調査審議すること。

內閣總理大臣 崇  
信介

同表長崎税關の項中「柳川市」の下に「筑後市、八女市、大川市」を加える。  
第三十四条第四号中「じょう、造」を「謙造」に改める。  
第三十九条の次に次の一条を加え  
る。  
**(謙造試験所)**

第十四条第一項の表の改正規定  
九州地方開発審議会の頂を削る。  
【報告書は会議録追録に掲載】

理由  
經濟企画庁の附屬機関として、  
並沈下対策審議会及び九州地方開  
発審議会を設置する必要がある。こ  
れらの二つは、この法律案を提出する理由で  
ある法律案に対する修正案

方開発審議会  
山口県の区域開発に  
応じて、九州各県開発に  
関する重要な事項を  
調査審議すること。

右  
律案  
国会に提出する。

国資金審議会、保険審議会及び専売制度調査会を設けるとともに、酸造試験所を国税庁の附屬機関として独立させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

習及び指導を行う機關とする。  
4 議造試験所は、東京都に置く。  
4 議造試験所の所掌事務の細目及び組織は、大蔵省令で定める。  
附則に次の一項を加える。

(譲造試験所) 第三十九条の二 国税厅に譲造試験所を置く。  
2 譲造試験所は、第三十四条第四号に掲げる事務のうち、酒類の分



の報告は可決であります。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、四案は委員長報告の通り決しました。

昭和三十二年度衆議院予備金支出  
の件(承諾を求めるの件)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわち、この

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告を求めて、その審

議を進められんことを望みます。

○議長(加藤錦五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十二年度、昭和三十三年度衆

議院予備金支出の件を議題といたします。議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事三和精一君。

右件につき本院の承諾を求めるために報告する。

昭和三十四年三月六日

議院運営 江崎 真澄  
委員長 加藤錦五郎殿

一、昭和三十二年度衆議院予備金支  
出の件

衆議院議長加藤錦五郎殿

二、昭和三十三年度衆議院予備金支  
出の件

昭和三十二年度衆議院予備金支出

(所管)

衆議院

(項)

衆議院予備

金額

内訳

内

